

タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令案について

1. 背景

第 166 回通常国会において、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直しを行う等の措置を講ずる「タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律（平成 19 年 6 月 15 日法律第 87 号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。

今般、改正法を施行するにあたり、改正後の登録実施機関の登録の有効期間を定める等のため、タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和 45 年政令第 224 号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 登録実施機関の登録の有効期間

改正法による改正後のタクシー業務適正化特別措置法第 20 条第 1 項において、指定地域においてタクシー運転者の登録事務を実施する登録実施機関の国土交通大臣の登録について、5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならないとされたところ、当該登録の有効期間を 5 年と定める（第 3 条）こととするものである。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成 20 年 4 月
施	行	平成 20 年 6 月 9 日（月）